

# 令和8年度 入会・退会時における手続きについて

## ■入会の手続きについて

互助会へ入会される場合は「入会届書」の提出が必要です。

※任期付職員は「人事発令通知書」または「辞令書」の写しを添付のうえご提出ください。

下記に該当する場合も互助会を一度退会扱いとなるため、再度入会届書の提出が必要です。  
入会届書に加え、裏面「退会の手続きについて」を参考に必要書類の提出をお願いします。

- ・フルタイムの任期付職員（講師等）から正規職員として新たに採用された場合
- ・正規職員からフルタイムの任期付職員（講師等）として採用された場合

※短時間勤務の任期付職員の方は互助会の入会資格がございません。

## ○年度始めに入会される方々について

- ・年度始めにご入会される場合は、入会届書の提出期限がございましたのでご注意ください。
- ・提出期限：令和8年4月10日（金）

※提出期限までに入会の確認が取れない場合、4月掛金の納入がございましたも人間ドックの補助（4月1日付入会の方のみ対象）が受けられない可能性があります。

※提出期限までに添付書類（任期付職員のみ必要）のご準備が間に合わない場合は、**先に「入会届書」をご提出**ください。添付書類は後日ご提出をお願いいたします。

※具申書は確認書類としての取り扱いができません。

## <その他>

- ・入会届書の提出または、給与システムへの例月入力が入会月内に間に合わない場合は、互助会まで事前にご連絡ください。

## 県費職員 事務ご担当者さまへお願い

給与システムにおいて、任期付職員の任用形態が変更されたタイミングで、互助会への入退会が意図せず自動発生しています。（例：「短期組合員（産休代員）」⇔「一般組合員（育休代員）」）  
当月に任用形態が変更となる任期付職員について、互助会加入状況のご確認にご協力ください。

## ■ 退会の手続きについて

互助会を退会される際は、以下の書類から該当するものを提出してください。

A：退職慰労金請求書（会員期間1年以上の方のみ）

B：異動報告書

C：退会届書

年度末に退職を予定されている正規職員には退職準備セミナー等で記入例とともにご本人に配布しております。

### ● 県費職員の方

#### ① 正規職員の場合

- |               | 提出書類  |
|---------------|-------|
| ・ 年度末に退職される方  | A     |
| ・ 年度途中で退職される方 | A + B |

#### ② 任期付職員の場合

- |            | 提出書類  |
|------------|-------|
| ・ 在会1年以上の方 | A + B |
| ・ 在会1年未満の方 | B     |

退職しないまま互助会のみ退会される場合は、C（退会届書）をご提出ください。

↓ 自己の都合による退会のため、在会期間が1年以上でも **退職慰労金の給付対象外**となります。

### ● 県費外職員の方

	提出書類
① 在会1年以上で退職される方（退職時期問わず）	A+B+C
② 在会1年未満で退職される方（退職時期問わず）	B+C

退職しないまま互助会のみ退会される場合は、C（退会届書）をご提出ください。

↓ 自己の都合による退会のため、在会期間が1年以上でも **退職慰労金の給付対象外**となります。

こんな時も、互助会を退会となります

互助会から貸付けを受けている方が退会する場合は、ただちに未償還元利金の全額を一括返済していただくこととなります。

① 知事部局または国立の学校等に転出される時

② 正規職員 ⇄ 任期付職員に切り替わる時（正規 ⇄ 非正規）

↓ 正規職員を退職し、引き続き任期付職員（再任用職員等）として勤務される場合

↓ 任期付職員が、正規職員として新たに採用される場合

③ フルタイムの任期付職員からフルタイム以外の任期付職員（短時間勤務等）になるとき

↓ 任期満了後も、引き続きフルタイムの任期付職員として勤務される場合は、互助会の会員資格は継続されるため、退会とはなりません。

※退職慰労金の請求期限は3年間です。

未請求の場合でも、互助会からの連絡はいたしませんのでご注意ください。